

デジタル・プラットフォームと個人に係る情報の流通について

○氏名 上田昌史 (UEDA Masashi)

Keywords : デジタル・プラットフォーム、個人に係る情報、情報流通

1 目的

本研究の目的は、デジタル・プラットフォーム事業者を通じた取引が質・量ともに増加している中、既存の規制で対応が難しい事例が増えてきた。その中でも、「個人に係る情報」について焦点を絞って、デジタル・プラットフォーム対策について再検討したい。なお、ここでいう「個人に係る情報」は、個人情報保護法の個人情報だけでなく GDPR の個人データも含む広義概念である。

2 方法

本研究の調査・分析方法は、文献調査を中心とした事実関係のまとめを基礎に、どのような対策が検討され、「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案」や「デジタル市場競争本部」の設置に収斂されていったのかを解明する。

3 分析

公正取引委員会、総務省、経済産業省はそれぞれの政策領域から、GAF A への取引集中がもたらす影響について調査してきた。その中で国内では大きく分けて4つの領域（取引の透明性・公平性、データ集積、プライバシー、有害情報）で問題があることが分かった。これは国内だけでなく、欧州や米国（FTC）でもそれぞれ検討されてきている。OECD ではデジタル課税についても議論が始まっている。

国内では2018年7月には「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」（通称、三省検討会）が設置され、詳細な議論は2019年3月に設置された二つのワーキンググループにより実施された。また、個人情報保護委員会も2019年4月にパブコメを実施している。

その結果、2020年9月にはグローバルで変化が激しいデジタル市場における競争やイノベーションを促進するため、競争政策の迅速かつ効果的な実施を目的として、「デジタル市場競争本部」が内閣府に設置された。

4 結論

以上により、「デジタル・プラットフォーム取引透明化法案」は、4つの領域（取引の透明性・公平性、データ集積、プライバシー、有害情報）のうち、前二者に主に対応するものと考えられる。情報流通については、まず、デジタル・プラットフォーム事業者のデータ集積を第三者に開放する方法は整備しようとしているが、その後の問題については今後の課題である。

【主要参考文献】

- ・「デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会」資料
- ・消費者庁(2019)「プラットフォームサービスの利用状況に関するアンケート」
- ・総務省(2019)「デジタル・プラットフォームの利用状況及び意識に関する調査」
- ・公正取引委員会(2019)「デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査」
- ・経済産業省(2019)「オンライン・プラットフォーム事業者向けアンケート調査」 等